

四半期報告書

(第 118 期 第 1 四半期)

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 6 月 30 日

大日本印刷株式会社

目次

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等 5
 - (2) 新株予約権等の状況 5
 - (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
 - (4) ライツプランの内容 5
 - (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
 - (6) 大株主の状況 5
 - (7) 議決権の状況 6
- 2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

- 1 四半期連結財務諸表
 - (1) 四半期連結貸借対照表 8
 - (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
 - 四半期連結損益計算書
 - 第1 四半期連結累計期間 10
 - 四半期連結包括利益計算書
 - 第1 四半期連結累計期間 11
 - 追加情報 12
 - 注記事項 12
 - セグメント情報 13
- 2 その他 14

第二部 提出会社の保証会社等の情報 15

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第118期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
【会社名】	大日本印刷株式会社
【英訳名】	Dai Nippon Printing Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北島 義俊
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
【電話番号】	03(5225)8370
【事務連絡者氏名】	経理本部 経理第1部長 瀬川 静真
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
【電話番号】	03(5225)8370
【事務連絡者氏名】	経理本部 経理第1部長 瀬川 静真
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 大日本印刷株式会社情報コミュニケーション事業部 (大阪市西区南堀江一丁目17番28号 なんばSSビル)

(注) 情報コミュニケーション事業部は法定の縦覧場所ではないが、投資者の便宜のために任意に備置するものである。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第117期 第1四半期 連結累計期間	第118期 第1四半期 連結累計期間	第117期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	396,109	370,309	1,589,373
経常利益 (百万円)	22,568	11,067	62,786
四半期(当期)純利益 (百万円)	8,797	4,374	25,032
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,311	6,944	12,474
純資産額 (百万円)	950,835	949,251	952,440
総資産額 (百万円)	1,600,114	1,627,354	1,649,784
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	13.65	6.79	38.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.65	55.59	55.07

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第117期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

大日本印刷グループ(以下「DNPグループ」という)は、当社及び子会社160社、関連会社13社で構成され、印刷事業においては、情報コミュニケーション、生活・産業、エレクトロニクスに関連する活動を行っており、清涼飲料事業においては、清涼飲料に関連する活動を行っている。

当第1四半期連結累計期間において、DNPグループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下各項目の記載金額は消費税等抜きのものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による生産活動の停滞や輸出の減少に加えて、原材料価格の上昇や、雇用情勢の悪化懸念などもあり、厳しい状況が続いた。

印刷業界においても、個人消費の伸び悩みや企業の広告宣伝費の減少などにより競争が激化したほか、震災による需要の一層の落ち込みなどもあり、厳しい経営環境が続いた。

このような状況のなか、DNPグループは、事業ビジョンである「P&Iソリューション」に基づき、積極的な営業活動を展開して、顧客ニーズに対応した製品、サービス及びソリューションを提供するとともに、品質、コスト、納期など、あらゆる面で強い体質を持った生産体制の確立を目指す「モノづくり21活動」にグループを挙げて取り組み、業績の確保に努めた。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,703億円(前年同期比6.5%減)、営業利益は74億円(前年同期比65.5%減)、経常利益は110億円(前年同期比51.0%減)、四半期純利益は43億円(前年同期比50.3%減)となった。

セグメントごとの業績は、次のとおりである。

〔印刷事業〕

(情報コミュニケーション部門)

出版印刷関連は、書籍は増加したものの、雑誌が減少した。

商業印刷関連は、震災による自粛ムードの影響から企業の広告宣伝費が減少し、チラシ、パンフレット、カタログなどが低調で、前年を下回った。

ビジネスフォーム関連は、パーソナルメールなどのデータ入力から印刷・発送までの業務を行うIPPS(インフォメーション・プロセッシング・サービス)、ICカードがともに減少し、前年を下回った。

教育・出版流通事業は、新規連結子会社の増加により、前年を大幅に上回った。

その結果、部門全体の売上高は1,725億円(前年同期比3.9%減)、営業利益は18億円(前年同期比65.1%減)となった。

(生活・産業部門)

包装関連は、軟包装が増加したほか、ペットボトル用無菌充填システムやペットボトルの第一次成型品であるプリフォームが増加し、前年を上回った。

住空間マテリアル関連は、DNP独自のEB(電子線:Electron Beam)コーティング技術を活かした環境配慮製品などが増加し、前年を上回った。

産業資材関連は、太陽電池用バックシートなどが増加したが、薄型ディスプレイ用反射防止フィルムやフォトプリンター用の昇華型情報記録材(カラーインクリボンと受像紙)が減少し、前年を下回った。

その結果、部門全体の売上高は1,311億円(前年同期比3.1%減)、営業利益は86億円(前年同期比39.3%減)となった。

(エレクトロニクス部門)

液晶カラーフィルターは、兵庫県姫路市の第8世代向け工場の生産が寄与したが、震災による国内液晶パネルメーカーの生産停止の影響から需要が大きく落ち込み、前年を下回った。

電子デバイス関連は、震災による国内メーカーの生産の落ち込みもあり、フォトマスク、ハードディスク用サスペンションなどのエッチング製品、高密度ビルドアップ配線板が減少した。

その結果、部門全体の売上高は574億円(前年同期比20.3%減)、営業損失は2億円(前年同期は52億円の営業利益)となった。

[清涼飲料事業]

(清涼飲料部門)

個人消費が低調に推移し、販売競争が激化する厳しい市場において、主力商品の「コカ・コーラ」「ジョージア」のほか、国内最軽量ボトル「e c oるボトル しぼる」を使ったミネラルウォーター「い・ろ・は・す」の販売拡大に努めた。

その結果、コーヒー飲料は減少したが、ミネラルウォーター、スポーツ飲料が増加し、部門全体の売上高は116億円(前年同期比9.3%減)、営業損失は2億円(前年同期は4億円の営業損失)となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、DNPグループが対処すべき課題について、重要な変更はない。
なお、株式会社の支配に関する基本方針は以下のとおりである。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づいて決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断についても、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えている。

しかし、当社株式の大量買付行為の中には、大量買付者のみが他の株主の犠牲の上に利益を得るような大量買付行為、株主が買付けに応じるか否かの判断をするために合理的に必要な期間・情報を与えない大量買付行為、大量買付け後の経営の提案が不適切である大量買付行為、大量買付者の買付価格が不当に低い大量買付行為等、株主共同の利益を毀損するものもあり得る。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社の様々なステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中・長期的に確保・向上させることができる者でなければならぬと考えている。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現のための取り組み

この基本方針に基づき、当社株式の大量買付けが行われる場合の手続を定め、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保することで、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、当社は買収防衛策を導入しているが、平成22年6月29日開催の当社第116期定時株主総会において承認を得て、一部変更の上、継続した(以下、継続後のプランを「本プラン」という)。本プランの概要は、次のとおりである。

① 買付説明書及び必要情報の提出

株券等保有割合が20%以上となる当社株式の買付け等をする者(以下「買付者」という)は、買付行為を開始する前に、本プランに従う旨の買付説明書、及び買付内容の検討に必要な、買付者の詳細、買付目的、買付方法その他の情報を、当社に提出するものとする。

② 独立委員会による情報提供の要請

下記(3)に記載された独立委員会(以下「独立委員会」という)は、買付者より提出された情報が不十分であると判断した場合は、買付者に対して、回答期限(最長60日)を定めて、追加的に情報を提供するように求めることがある。また、当社取締役会に対して、回答期限(最長30日)を定めて、買付けに対する意見、代替案等の提示を求めることがある。

③ 独立委員会の検討期間

独立委員会は、買付者及び当社取締役会から情報を受領した後60日間の評価期間をとり、受領した情報の検討を行う。なお、独立委員会は、買付者の買付け等の内容の検討、買付者との協議・交渉、代替案の作成等に必要とされる合理的な範囲内(最長30日)で期間延長の決議を行うことがある。

④ 情報の開示

当社は、買付説明書が提出された事実及び買付者より提供された情報のうち独立委員会が適切と判断する事項等を、独立委員会が適切と判断する時点で株主に開示する。

⑤ 独立委員会による勧告

独立委員会は、買付者が本プランに従うことなく買付け等を開始したと認められる場合、又は独立委員会における検討の結果、買付者の買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断した場合は、当社取締役会に対して、本プランの発動(新株予約権の無償割当て)を勧告する。なお、独立委員会は当該勧告にあたり、本プランの発動に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことがある。

⑥ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関して決議する。なお、当該決議を行った場合は、速やかに、当該決議の概要の情報開示を行う。

⑦ 大量買付行為の開始

買付者は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施を決議した後に、買付け等を開始するものとする。

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役の恣意性を排するためのチェック機関として、独立委員会を設置する。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で客観的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外の有識者の中から選任するものとし、当社社外取締役の塚田忠夫氏、当社社外監査役の松浦恂氏及び慶應義塾大学法学部教授の宮島司氏が就任した。

(4) 本プランの合理性

本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものとなっていること、経営陣から独立した独立委員会の判断が最大限尊重されること等の点で、合理性のあるプランとなっている。そのため、本プランは、当社の上記基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト参照。

(http://www.dnp.co.jp/topic/info_100629.html)

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるDNPグループ全体の研究開発費は8,004百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、DNPグループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,490,000,000
計	1,490,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	700,480,693	700,480,693	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株である。
計	700,480,693	700,480,693	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	700,480	—	114,464	—	144,898

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は、第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、同日現在の株主名簿の記載内容を確認できないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 56,899,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 641,272,000	641,271	—
単元未満株式	普通株式 2,309,693	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	700,480,693	—	—
総株主の議決権	—	641,271	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株主名簿上は当社名義となっているが実質的に所有していない株式1,000株が含まれている。また、「議決権の数」の欄には、同株式に係る議決権の数1個は含まれていない。
2. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式3,000株が含まれている。また、「議決権の数」の欄には、同株式に係る議決権の数3個が含まれている。
3. 「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式等が以下のとおり含まれている。
- | | |
|----------|------|
| 大日本印刷(株) | 518株 |
| 教育出版(株) | 274株 |

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大日本印刷(株)	東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1	55,814,000	—	55,814,000	7.97
教育出版(株)	東京都千代田区神田神保 町2-10	1,085,000	—	1,085,000	0.15
計	—	56,899,000	—	56,899,000	8.12

(注) 自己株式55,814,000株以外に株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株ある。

なお、当該株式数は上記の①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」に含まれている。

2 【役員状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明治監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	223,847	214,008
受取手形及び売掛金	403,986	382,189
商品及び製品	87,446	94,274
仕掛品	31,585	37,207
原材料及び貯蔵品	19,575	19,833
その他	31,496	28,945
貸倒引当金	△6,994	△6,150
流動資産合計	790,942	770,308
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	212,984	209,963
機械装置及び運搬具（純額）	173,849	167,917
土地	138,650	138,648
建設仮勘定	47,036	49,613
その他（純額）	42,306	41,408
有形固定資産合計	614,827	607,551
無形固定資産		
その他	35,891	38,303
無形固定資産合計	35,891	38,303
投資その他の資産		
その他	218,119	220,763
貸倒引当金	△11,250	△10,732
投資その他の資産合計	206,868	210,030
固定資産合計	857,587	855,885
繰延資産	1,253	1,159
資産合計	1,649,784	1,627,354

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	275,525	283,471
短期借入金	51,403	38,830
賞与引当金	16,650	6,305
災害損失引当金	4,648	3,629
その他	99,541	97,021
流動負債合計	447,768	429,258
固定負債		
社債	153,520	153,330
長期借入金	14,802	16,979
退職給付引当金	39,260	37,808
その他	41,991	40,725
固定負債合計	249,574	248,843
負債合計	697,343	678,102
純資産の部		
株主資本		
資本金	114,464	114,464
資本剰余金	144,898	144,898
利益剰余金	760,452	754,508
自己株式	△94,113	△94,116
株主資本合計	925,702	919,755
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	832	1,043
繰延ヘッジ損益	△12	4
為替換算調整勘定	△18,000	△16,077
その他の包括利益累計額合計	△17,180	△15,029
新株予約権	16	16
少数株主持分	43,902	44,509
純資産合計	952,440	949,251
負債純資産合計	1,649,784	1,627,354

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	396,109	370,309
売上原価	318,760	305,717
売上総利益	77,349	64,592
販売費及び一般管理費	55,805	57,165
営業利益	21,543	7,427
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,174	2,068
貸倒引当金戻入額	—	1,419
その他	2,067	2,411
営業外収益合計	4,241	5,899
営業外費用		
支払利息	651	853
持分法による投資損失	159	600
その他	2,406	805
営業外費用合計	3,217	2,260
経常利益	22,568	11,067
特別利益		
固定資産売却益	38	19
退職給付制度改定益	—	30
貸倒引当金戻入額	371	—
その他	19	10
特別利益合計	429	59
特別損失		
固定資産除売却損	991	1,004
災害損失及び災害損失引当金繰入額	—	586
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	507	—
その他	543	255
特別損失合計	2,042	1,847
税金等調整前四半期純利益	20,955	9,279
法人税、住民税及び事業税	3,676	2,964
法人税等調整額	8,013	1,856
法人税等合計	11,689	4,821
少数株主損益調整前四半期純利益	9,265	4,457
少数株主利益	468	83
四半期純利益	8,797	4,374

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,265	4,457
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△7,756	244
繰延ヘッジ損益	57	16
為替換算調整勘定	△228	2,225
持分法適用会社に対する持分相当額	△26	0
その他の包括利益合計	△7,953	2,486
四半期包括利益	1,311	6,944
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	832	6,524
少数株主に係る四半期包括利益	479	420

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。
2. 退職給付引当金 一部の国内連結子会社は、平成23年4月に適格退職年金制度を確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度に移行しており、これに伴う影響額として、退職給付制度改定益30百万円を特別利益に計上している。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	23,004百万円	22,887百万円
のれんの償却額	551 "	777 "

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	10,316	16	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	10,314	16	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	情報コミュニ ケーション	生活・産業	エレクトロ ニクス	清涼飲料	合 計		
売上高							
外部顧客への売上高	177,717	133,484	72,106	12,799	396,109	—	396,109
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,957	1,779	5	1	3,743	△3,743	—
計	179,675	135,263	72,112	12,801	399,852	△3,743	396,109
セグメント利益又は損失(△)	5,181	14,191	5,228	△432	24,168	△2,625	21,543

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、報告セグメントに帰属しない基礎研究並びに各セグメント共有の研究に係る費用である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	情報コミュニ ケーション	生活・産業	エレクトロ ニクス	清涼飲料	合 計		
売上高							
外部顧客への売上高	171,533	129,714	57,453	11,607	370,309	—	370,309
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,059	1,403	0	0	2,464	△2,464	—
計	172,593	131,118	57,453	11,607	372,773	△2,464	370,309
セグメント利益又は損失(△)	1,808	8,610	△229	△295	9,893	△2,466	7,427

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、報告セグメントに帰属しない基礎研究並びに各セグメント共有の研究に係る費用である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	13円65銭	6円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	8,797	4,374
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	8,797	4,374
普通株式の期中平均株式数 (千株)	644,232	644,139

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していない。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

大日本印刷株式会社
取締役会 御中

明治監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 一彦 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 塚越 継弘 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 志磨 純子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本印刷株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本印刷株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。